

防衛省仕様書改正票

D S P

K 5414C(1)

塩化ゴム系塗料用シンナー

制定 昭和57年 3月30日

改正 令和 3年11月29日

(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

この改正票は、D S P K 5 4 1 4 C (塩化ゴム系塗料用シンナー)についてのものであり、D S P K 5 4 1 4 Cと併用される。

1.4 a) 中

“J I S Z 5 6 0 0 - 2 - 4 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第4節密度”を“J I S Z 5 6 0 0 - 2 - 4 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第4節密度(ピクノメータ法)”に改める。

“J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱”を“J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール”に改める。

原案作成部課等名を次のとおりとする。

原作成部課等名:防衛装備庁 調達管理部 調達企画課 類別・標準化企画室

## 塩化ゴム系塗料用シンナー

(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、主として塩化ゴム系鋼船船体用塗料を希釈するのに用いる塩化ゴム系塗料用シンナー（以下、シンナーという。）について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1 - 種類

種類	物品番号
吹き付け塗り用	8010-322-3846-5
はけ塗り用	8010-322-3847-5
<b>注記 1</b> 吹き付け塗り用は、塗料を希釈した吹き付け（エアースプレー又はエアレススプレー）で塗装する場合に、適するように作ったもの。	
<b>注記 2</b> はけ塗り用は、塗料を希釈してはけ又はローラーはけで塗装する場合に、適するように作ったもの。	

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 塩化ゴム系塗料用シンナー 吹き付け塗り用

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

- J I S K 5 6 0 0 - 1 - 1 塗料一般試験方法－第1部:通則－第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 0 - 1 - 2 塗料一般試験方法－第1部:通則－第2節:サンプリング
- J I S K 5 6 0 0 - 2 - 4 塗料一般試験方法－第2部:塗料の性状・安定性－第4節:密度
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 1 塗料成分試験方法－第1部:通則－第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 塗料成分試験方法－第1部:通則－第2節:加熱残分
- J I S K 5 6 0 1 - 2 - 3 塗料成分試験方法－第2部:溶剤可溶物中の成分分析－第3節:沸点範囲
- J I S P 3 8 0 1 ろ紙(化学分析用)
- J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 5 0 7 段ボール箱の形式
- J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 6 0 2 金属板製18リットル缶

2

K 5414C

J I S Z 1 6 0 7 金属板製ふた・口金

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 法令等

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)

## 2 品質

品質は、付表 1 の規定に適合しなければならない。

## 3 品質保証

### 3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表 1 による。

### 3.2 検査の一般条件

検査の一般条件は、J I S K 5 6 0 0 - 1 - 1 及び J I S K 5 6 0 1 - 1 - 1 による。

### 3.3 試料採取方法

検査のための試料の採取方法は、J I S K 5 6 0 0 - 1 - 2 による。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、J I S Z 1 6 0 2 に規定する金属板製18リットル缶又は同等品<sup>1)</sup>とし、ふたは J I S Z 1 6 0 7 のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたものとする。ただし、金属板製4リットル缶(ふたは、J I S Z 1 6 0 7 のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたもの)を使用する場合は、調達要領指定書による。

注<sup>1)</sup> 形状、寸法、材質等が同等な容器であつて、危険物の規制に関する規則第41条～第43条又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第8条に定める基準に適合するもの

### 4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 外装する缶の数量は1個とする。
- b) 段ボール箱は、J I S Z 1 5 0 6 に規定する外装用段ボール箱とし、図 1 を標準とする。
- c) 段ボール箱の材料は、J I S Z 1 5 1 6 の両面段ボール又は複両面段ボールとし、段の種類はA段又はB段とする。
- d) 段ボール箱の形式は、J I S Z 1 5 0 7 の0502とする。
- e) 外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

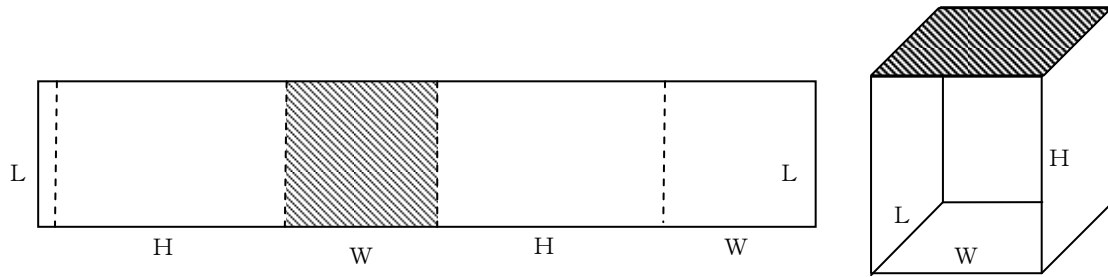


図1－外装用段ボール箱

#### 4.3 表示

容器の表示は次による。

- NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。
- 労働安全衛生法及び危険物の規制に関する規則による。

#### 4.4 納入単位

納入単位は、23℃における容量(L)とする。

付表 1 - 品質

項 目	規 定		試 験 方 法	
	吹き付け塗り用	はけ塗り用		
透明性	無色透明であって沈殿物がないこと。		試料をかき混ぜ、直ちに無色透明の試験管(径約15 mm, 長さ約150 mm)に深さ約100 mmまで入れ拡散日光の下で調べる。	
しみ	しみが残らないこと。		J I S P 3 8 0 1 のろ紙の中央に試料を約0.2 ml滴下し, 2時間常温乾燥後, 目視でしみの有無を調べる。	
加熱残分	%	0.2以下	J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 に準じて試験する。試料を100 mlの質量 $m_1$ を量り取り, 25 mlになるまで蒸留する。これを質量の分かっている蒸留皿に移し, 水浴上でほとんど蒸発させた後, 105±2 °Cの乾燥器中で2時間加熱後, デシケータ中で放冷した後, 残留物の質量 $m_2$ を測定する。 $NV = \frac{m_2}{m_1} \times 100$ ここに, NV : 加熱残分 $m_1$ : 試料の質量(g) $m_2$ : 残留物の質量(g)	
蒸留試験	初留点	°C	105~140	J I S K 5 6 0 1 - 2 - 3 による。
	95容量% 留出温度	°C	140~200	
	乾点	°C	220以下	
密度(23°C)	g/ml	0.86~0.89		J I S K 5 6 0 0 - 2 - 4 の比重瓶法による。